

## 日置市余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領

(令和3年7月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、日置市が執行する建設工事の一部において余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

(対象工事の選定)

第3条 対象工事は、受注者が工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 竣工期限を設定して執行する工事
- (2) 余裕期間を設定した場合に繰越が予想される工事
- (3) 総合評価方式（日置市総合評価方式試行要領（平成19年10月1日市長決裁）第2条第1号に規定する総合評価方式をいう。）により入札を行う工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、余裕期間を設定することが適当でないと市長が認める工事

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間は、落札決定通知の翌日から起算して60日間とする。

2 前項の規定により難しい場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

(制度の適用)

第5条 当該制度を適用しようとするときは、執行伺いにおいて「余裕期間適用」と記載した上で、決裁を受けるものとする。

2 当該制度を適用する工事においては、特記仕様書に必要事項（別紙1）を明記しなければならない。

(工事開始日の設定)

第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、工事開始日通知書（別紙2）により契約書案の提出期間内に発注者に通知しなけ

ればならない。

2 発注者は、前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。

(手続の特例)

第7条 受注者が行う手続の特例については、次のとおりとする。

(1) 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。

(2) 受注時のコリンズ (CORINS) への登録については、工事開始日から10日 (休日を除く。) 以内に登録するものとする。

(工期の設定)

第8条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、工事開始日までは前払金を請求できない。

(余裕期間中の取扱い)

第10条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 主任 (監理) 技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。

(3) 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月16日から施行する。

## 別紙 1

### 特記仕様書の記載例（余裕期間設定工事）

#### ※ [記載例①] 余裕期間を60日間設定できる場合

##### 第〇条 契約工期等の取扱いについて

- 1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。
- 2 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して60日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 3 受注者は、前項の工事開始日を工事開始日通知書に記載し、契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。
- 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
  - (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
  - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
  - (4) 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

#### ※ [記載例②] 工事開始日の期限を指定する場合

##### 第〇条 契約工期等の取扱いについて

- 1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。
- 2 受注者は、落札決定通知の翌日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 3 受注者は、前項の工事開始日を工事開始日通知書に記載し、契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。
- 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
  - (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
  - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
  - (4) 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

# 工 事 開 始 日 通 知 書

(余裕期間適用工事)

年 月 日

契約担当者

日置市長

様

受注者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
落 札 日	
工事開始日	

## 備考

- 1 本通知書は、契約書案の提出期間内に提出すること。
- 2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。
- 3 契約書案の工期の始期日及び終期日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日以外の日とすること。